

○分賦基本水量等の決定について

制 定 平成16年3月19日 議案第1号議決

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）に規定する「1日最大給水量」及び「分賦基本水量」について、平成16年度から平成19年度までの1日最大給水量及び分賦基本水量を次のように定める。

平成16年度から
平成19年度まで 1日最大給水量及び分賦基本水量

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量を、平成16年度から平成19年度までについて別表のとおり定める。

別 表

(単位 立方米)

市別 区分 年度	神 戸 市		尼 崎 市		西 宮 市		芦 屋 市	
	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量
平成16年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625
平成17年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625
平成18年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625
平成19年度	672,381	172,264,122	265,436	68,004,996	142,291	36,455,064	47,892	12,270,150